

「楽しく体力づくり教室」(通所型サービス A) 事務の流れ

(H29 年度より実施)

【対象者】※基本 3 ヶ月で実施 (必要に応じて延長可能)

(1) 事業対象者

(2) 要支援 1・2 の者

(1) (2) のいずれかの該当者で、以下のような者

- ・運動器機能の維持、向上が必要な者
- ・閉じこもりに対する支援が必要な者
- ・自立支援に資する通所事業が必要な者

(3) 継続利用要介護者

- ・要支援者等が要介護認定を受けた場合、本人がサービスの利用継続を希望し、事業所が受入れ可能の場合にかぎって継続利用が可能

※注意

① **アセスメント**の結果、「楽しく体力づくり教室」がサービス計画書に位置づけられた者が利用するサービスです。

② 予防通所介護、予防通所リハ、医療リハ、総合事業短期集中通所サービスとの併用はできません。

事業所から報告を受け、ケアマネジャーによる**アセスメント**を 3 ヶ月ごとに行う

① 継続必要と判断された場合→同様の流れを繰り返す

② 継続不要と判断された場合→終了

【流れ】

1. 対象者の選定

地域包括支援センター等の職員 (ケアマネジャー) が、対象者を選定し、次のものを作成する。

- ① 利用者基本情報
- ② 介護予防サービス・支援計画表

2. ケアマネジャーと事業所との協議

利用者が希望する事業所または、ケアマネジャーが適当と判断した事業所と利用について協議を行う

- ※利用者に利用確約書の記入をしてもらう
- ※利用者、ケアマネ、事業所で利用頻度について協議を行う
- ※介護保険証を確認し、コピーを事業所で保管する

3. ケアマネジャーから呉市への必要書類の提出

利用者、ケアマネ、事業所で協議した結果、利用方法 (頻度や、曜日) を明記した計画書および利用連絡表を呉市へ提出する提出書類

対象者(1)(2)の方

- ① 介護予防サービス・支援計画表
- ② 呉市介護予防・日常生活支援総合事業 利用連絡表

対象者(3)の方

- ① 居宅サービス計画表(1)(2)、週間サービス計画表、サービス担当者会議の要点の写し
- ② 呉市介護予防・日常生活支援総合事業 利用連絡表 (継続利用要介護者用)

4. 事業所による事業の実施

週 2 回 30 分 (週 3 回以上の利用不可)

週 1 回 60 分 (週 2 回以上の利用不可)

(個人負担金 1 回 50 円または 100 円徴収)

※利用頻度は厳守するよう利用者にも伝えること

5. 事業所からケアマネジャーへの提出物

事業所からケアマネジャーへ次のものを提出

- * 毎月 3 日までに提出 (FAX 可)
楽しく体力づくり教室出席表の写し
- * 3 ヶ月ごとに提出 (FAX 不可)
統一評価項目

※サービス利用期間中に中断、体調の変化などを把握した場合は、必ず担当のケアマネジャーに連絡する

6. 事業所から呉市への提出物

事業所から呉市へ次のものを提出

- * 実施月の翌月 10 日までに
(月の利用者全員分まとめて)
① 請求書、② 請求内訳書、③ 出席表
- * 3 ヶ月後に
① 統一評価項目 (事前・事後の記録が記入してあるもの)

7. 利用料の請求と、委託料の支払い (月ごと)

利用者負担金額の確定後、呉市から事業所へ納付書を送付
期限までに納付書に記載の金額を振り込む

(30 分 : 50 円, 1 時間 : 100 円)

事業所から呉市へ請求書の提出がされたら、委託料の支払いを行う

(30 分 : 550 円, 1 時間 1,100 円)